

介護予防短期入所生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	利用者数25人以下	☐ 看護・介護1人未満	
	利用者数26人以上60人以下	☐ " 2人未満	
	利用者数61人以上80人以下	☐ " 3人未満	
	利用者数81人以上100人以下	☐ " 4人未満	
	利用者数101人以上	☐ " 4+25又は端数を増す毎に1を加えた数未満	
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	☐ 満たさない	
定員超過減算		☐ 該当	
人員基準減算		☐ 該当	
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	☐ 未整備	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	☐ 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期定期に開催していない、虐待の防止のための指針を整備していない、虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない、担当者をおいていない	☐ 未整備	
業務継続計画未策定減算	非常災害の発生時において、短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない、	☐ 未整備	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	☐ 該当	
	個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	☐	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供している	☐	該当	
	個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	☐	該当	
機能訓練指導員体制	専ら職務に従事する常勤の機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師）を1人以上配置	☐	配置	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	☐	配置	
個別機能訓練体制	専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師）を1名以上配置	☐	配置	
	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練指導員その他の職種が共同して個別機能訓練計画を作成	☐	3月ごとに実施	個別機能訓練計画書（参考様式） 居宅訪問チェックシート（参考様式）
	計画に基づく機能訓練の実施	☐	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理状況」が認められ、緊急に介護予防 短期入所生活介護が必要と医師が判断し、介護支援専門員・受入事 業所職員と連携し、利用者又は家族の同意を得て介護予防短期入所 生活介護を開始	☐	該当	
	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護予防認知症対応型共同生活介護 等を利用中の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始していな い。	☐	該当	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐	該当	
	利用開始日から7日を限度として算定	☐	該当	
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	☐	該当	
	介護予防サービス計画書による記録	☐	該当	
若年性認知症利用者受 入加算	利用者ごとの個別担当者	☐	該当	
	利用者に応じたサービスの提供	☐	該当	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	☐	該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐	あり	
長期利用者減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業書に入所	☐	該当	
口腔連携強化加算	歯科点数表のC000ni掲げる歯科訪問診療料の算定がある歯科医師又 は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、 その旨を文書で取り決めている	☐	該当	
	次のいずれにも該当しない ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔・栄 養スクリーニング加算Ⅱを算定している場合を除き、口腔・栄養ス クリーニング加算を算定している ・口腔の衛生状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要と歯科医 師が認め、居宅療養管理指導事業者が歯科医師又は歯科衛生士が行 う居宅療養管理指導費を算定（初回月は除く） ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔連携 強化加算を算定している	☐	該当しない	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐	あり	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐	あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐	あり	療養食献立表
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	前3か月間の利用者の総数（利用者実人員数または利用延人員の平均）のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	☐	該当	確認の記録
	対象者の数が20人未満で認知症介護に係る専門的な研修修了者が1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	研修修了証 勤務表
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	☐	該当	会議録
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	前3か月間の利用者の総数（利用者実人員数または利用延人員の平均）のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	☐	該当	確認の記録
	対象者の数が20人未満で認知症介護に係る専門的な研修修了者が1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	研修修了証 勤務表
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	☐	該当	会議録
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	研修修了証 き
	介護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施	☐	該当	研修計画書 研修実施記録
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会において、次の事項の検討を行った結果を踏まえ、必要な取り組みを実施し、定期的に確認している ・介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化及び質の工場並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	Ⅱも共通

(加算チェックシート)

点検項目	点検事項	点検結果	
	業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐ 該当	
	介護機器を複数活用している	☐ 該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	☐ 該当	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	介護機器を活用している	☐ 該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が8割以上又は勤続10年以上の介護福祉士了者の占める割合が3割5分以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が5割以上又は常勤職員が7割5分以上、もしくは勤続7年以上の者の割合が3割以上	☐ 3割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	〃
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	就業規則
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	就業規則等
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	〃
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	〃
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰以上の処刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	☐		
	7(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	7(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	〃
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれかに適合			
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)	(三)処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	〃
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 賃金改善の対象となるグループ（a 経験・技能のある介護職員、b 他の介護職員、c その他の職種）を設定	☐	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 a 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善見込額が月額平均8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上（困難な場合は合理的な説明を計画書に記載している）	☐	あり	〃
	3 a 経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額がb 他の介護職員の平均賃金改善額を上回っている	☐	あり	〃
	4 b 他の介護職員の平均賃金改善額がc その他の職種の平均賃金改善額の2倍以上	☐	あり	〃
	5 その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額440万円を上回らない（上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない）	☐	あり	〃
	6 計画書上の職場環境等要件における「職員の新規採用や定着促進に資する取組」、「職員のキャリアアップに資する取組」、「両立支援・多様な働き方の推進に資する取組」、「腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組」、「生産性の向上につながる取組」、「仕事へのやりがい・働きがいの醸成」ごとに1以上の取組を行っている	☐	あり	〃
	7 処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	〃
	8 算定する処遇改善加算の区分（（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ））に応じた要件を満たす	☐	あり	〃
	9 特定加算に基づく取組の公表（ホームページ等への掲載等）	☐	あり	〃
	10 サービス提供体制強化加算を算定	☐	あり	〃
	11 特定処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 賃金改善の対象となるグループ（a 経験・技能のある介護職員、b 他の介護職員、c その他の職種）を設定	☐	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 a 経験・技能のある介護職員のうち 1 人以上は、賃金改善見込額が月額平均 8 万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額 440 万円以上（困難な場合は合理的な説明が計画書に記載されている）	☐	あり	〃
	3 a 経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額が b 他の介護職員の平均賃金改善額を上回っている	☐	あり	〃
	4 b 他の介護職員の平均賃金改善額が c その他の職種の平均賃金改善額の 2 倍以上	☐	あり	〃
	5 その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額 440 万円を上回らない（上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない）	☐	あり	〃
	6 計画書上の職場環境等要件における「職員の新規採用や定着促進に資する取組」、「職員のキャリアアップに資する取組」、「両立支援・多様な働き方の推進に資する取組」、「腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組」、「生産性の向上につながる取組」、「仕事へのやりがい・働きがいの醸成」ごとに 1 以上の取組を行っている	☐	あり	〃
	7 処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	〃
	8 算定する処遇改善加算の区分（（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ））に応じた要件を満たす	☐	あり	〃
	9 特定加算に基づく取組の公表（ホームページ等への掲載等）	☐	あり	〃
	10 特定処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書